

福島県高等学校文化連盟 会計規定

福島県高等学校文化連盟規約第17条第2項により、会計規程を次の通り定める。

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、福島県高等学校文化連盟（以下「高文連」という。）規約第17条第2項に基づき、会計処理に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(会計の区分)

第2条 会計区分は、一般会計と特別会計とし、特別会計は事業遂行上必要のある場合に設けることができる。特別会計は、三役会の判断により設置することができるが、総会で承認を得なければならない。

(会計処理の原則)

第3条 会計処理は、規約及びこの規程に定めるほか、公正妥当な会計処理基準に従って行う。

(会計責任者)

第4条 高文連の会計責任者は、事務局長とする。

第2章 帳 簿 等

(会計帳簿)

第5条 高文連は、会計帳簿として、次の帳簿を備える。

(1) 金銭出納簿

(2) 備品台帳

(帳簿書類の保存)

第6条 帳簿、書類の保存期間は次のとおりとする。

(1) 予算決算書類 永久

(2) 出納簿 10年

(3) 証拠書類 10年

(4) その他の会計書類 5年

第3章 出 納

(預金通帳等の保管)

第7条 普通預金の名義人は、会長とする。

2 公印及び預金通帳は会計責任者が保管する。

(金銭出納)

第8条 収支の事案が発生した場合、その都度調書を作成し、証拠書類を添付のうえ会長の決裁を受け、出納簿に記載しなければならない。

2 金銭出納は、適正かつ確実に行うものとし、会計責任者は残金について諸帳簿と照合し、常に確認しなければならない。

第4章 予算及び決算

(予算編成)

第9条 会長は、会計年度毎に予算を編成し、総会の承認を得なければならない。

(会 費)

第10条 会費は、毎年5月1日現在における在籍生徒数に、規約第16条に定める額を乗じ、学校単位をもって事務局に納入する。

2 会費の納入期限は毎年5月末日とする。

(補助金等)

第11条 各専門部への補助金及び未加入団体に対する助成金は、別に定める交付基準による。

(決算書類の作成)

第12条 会長は、毎事業年度終了後、速やかに事業報告書及び決算書を作成し、総会の承認を得なければならない。

第5章 監 査

(会計監査)

第13条 監事は毎年度、決算書の監査を行い、総会に報告しなければならない。

附 則

この規程は、昭和62年6月17日から施行する。

平成21年5月18日一部改正、平成21年5月18日から施行する。

福島県高等学校文化連盟専門部設置・改廃基準

福島県高文連規約第13条第2項の規定に基づいて、評議員会が専門部の設置・改廃を審議決定する場合の基準は、概ね次のとおりとする。

1. 設置 (1) 大部分の高等学校に設置され、支部、県（東北・全国を含む）大会（コンクール）等に参加活動しているもの
(2) 高等学校に設置されている部として数は少ないが、上記大会（コンクール）等に参加活動しているもの
(3) (1)、(2)以外で、特に今後育成していく必要があると認められる文化的活動
2. 申請手続き 加盟校数、活動状況、規約、年間予算（経費）等を添付のうえ、代表校長（又は当該活動の責任者）から会長に申請するものとする。
3. 改廃 会長は、この基準にてらし、改廃について審議の必要があると認めたときは、当該専門部について調査し、その結果を理事会、評議員会に提示して、改廃の審議を求めるものとする。
この基準は昭和62年6月17日から施行する。